

## 日本 NPO 学会第 11 期理事会 第 11 回理事会（電子メール等による理事会）議事録

### 1. 開催概要

- ・日時（審議期間）：2021 年 6 月 5 日（土）～6 月 9 日（水）24 時まで（5 日間）
- ・開催方法：第 11 期理事会メーリングリスト（rijikai11@janpora.org）での審議
- ・審議方法：2021 年 6 月 9 日（水）24 時まで、回答フォームを用いて、  
学会事務局アドレス office@janpora.org 宛てに審議結果を回答
- ・回答有：石田会長、坂本副会長、青尾理事、稲葉理事、大久保理事、岡田理事、岡本理事、川中理事、菊池理事、粉川理事、小島理事、小田切理事、桜井理事、菅野理事、鈴木理事、戸川理事、中嶋理事、仁平理事、長谷川理事、松島理事、三木理事、森理事、李理事
- ・電子メール等による理事会決議に関する細則に基づき決議を省略した事項の提案をした者：会長 石田祐
- ・理事会の決議があったものとみなされた日：2021 年 6 月 9 日 24 時に理事会終結、確認を経て 6 月 10 日に確定
- ・議事録の作成者：石田祐、小田切康彦（事務局長）

### 2. 理事会成立と議決方法

審議期間終了日において、理事の過半数となる 23 名から審議結果に関する回答が寄せられ、その回答数の過半数をもって議を決した（会則第 26 条、第 27 条、及び電子メール等による理事会決議に関する細則第 5 条参照）。なお、理事の過半数は 13 名以上である。

### 3. 議案（審議事項）

#### (1) 第 1 号議案：会則改正案について

会則改正案について審議を行った（別添の「第 1 号議案\_会則改正案.pdf」を参照）。なお、なお、本案は、2021 年度定時総会の「審議事項」として提案（議事資料配布）が行われる予定である。

#### (2) 第 2 号議案：会則施行細則案について

会則施行細則案について審議を行った（別添の「第 2 号議案\_会則施行細則案.pdf」を参照）。なお、本案は、2021 年度定時総会の「報告事項」として報告（議事資料配布）が行われる予定である。

### **(3) 第3号議案：会員名簿取扱規程案について**

会員名簿取扱規程案について審議を行った（別添の「第3号議案\_会員名簿取扱規程案.pdf」を参照。なお、本案は、2021年度定時総会の「報告事項」として報告（議事資料配布）が行われる予定である。

## **4. 議案（報告事項）**

### **(1) 第19回日本NPO学会賞選考結果について（学会賞選考委員会）**

第19回日本NPO学会賞選考結果について、別添の通り報告があった（別添：報告1\_第19回日本NPO学会賞選考結果について.pdf）。なお、本件は、2021年度定時総会の報告事項とする予定となる。

### **(2) 2021年度定時総会招集通知および総会配布資料について**

2021年5月25日付で、2021年度定時総会の招集通知をメールおよび学会WEBサイト等を通じて会員宛に送付したこと、および定時総会での議事資料について準備を行ったことについて報告があった。

また、本理事会の審議事項及び報告事項については、本理事会での議を経て総会議事資料として確定すること、ならびに定時総会の議事資料に形式的な字句の修正等が必要となった場合は、会長の責任において修正のうえ確定することについて、報告が行われた。

### **(3) 2021年度定時総会におけるZoom操作マニュアルについて**

オンラインで開催する2021年度定時総会におけるZoom操作マニュアルについて、別添の通り報告があった（別添：報告3\_2021定時総会Zoom操作マニュアル.pdf参照）。本マニュアルは、総会議事資料とあわせて配布予定となる。

## **5. 審議結果**

### **(1) 決議**

- ・第1号議案：有効回答数23であった。また、回答者の過半数となる23人が原案を承認した。よって議案は原案通り承認された。
- ・第2号議案：有効回答数23であった。また、回答者の過半数となる23人が原案を承認した。よって議案は原案通り承認された。
- ・第3号議案：有効回答数23であった。また、回答者の過半数となる23人が原案を承認した。よって議案は原案通り承認された。

### **(2) 付帯意見について**

決議にあたり、以下の付帯意見があったことを報告する。

・既にこれまでも何度か審議されておりますが、電磁的手段による審議事項への返信について、「電子メール」という表現を限定して使用することはいささかの懸念もございます。以前は、「電磁的手段によって」という曖昧な表現が問題に上がったため、手段を特定することを目的とされる今回の改正案かと思いますが、将来的に、google fore やチャット形式のアプリ上における投票によって議決を行うこともあると思います。「電子メール」と限定してしまうのは、後日に他の手段を用いる場合に制限を掛けてしまいますので、限定的表現すぎないか、という懸念はございます。

以 上